

政令第四百七号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備等に関する政令

内閣は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（児童福祉法施行令の一部改正）

第一条 児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第四十二条の二第一項中「第十条第一項第五号」を「第十条第一項第四号」に改める。

（医療法施行令の一部改正）

第二条 医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）の一部を次のように改正する。

第一条の表第十二条第二項の項中「助産所所在地」を「助産所の所在地」に改め、同表第十八条ただし書の項中「但し」を「ただし」に改める。

第四条の五の表第三条の二の項中「第三条の二」を「第三条の三」に改める。

第五条の二第二項中「規定する標準」を「規定する基準」に、「算定標準」を「算定基準」に改める。

第五条の三第二項及び第五条の四第二項中「算定標準」を「算定基準」に改める。

(身体障害者福祉法施行令の一部改正)

第三条 身体障害者福祉法施行令(昭和二十五年政令第七十八号)の一部を次のように改正する。

第三十条第一号中「第三十五条第三号」を「第三十五条第四号」に改め、同条第二号中「第三十五条第二号」を「第三十五条第三号」に改め、同条第三号中「第三十五条第二号若しくは第三号」を「第三十五条第三号若しくは第四号」に改める。

(食品衛生法施行令の一部改正)

第四条 食品衛生法施行令(昭和二十八年政令第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項を次のように改める。

都道府県、保健所を設置する市又は特別区(以下この条において「都道府県等」という。)は、法第二十九条第一項又は第二項の規定に基づき当該都道府県等が設置する食品衛生検査施設の設備及び職員
の配置について、条例で基準を定めなければならない。

第八条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 都道府県等が前項の条例を定めるに当たつては、第一号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第二号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

- 一 食品衛生検査施設の設備
- 二 食品衛生検査施設に配置する職員

(理容師法施行令及び美容師法施行令の一部改正)

第五条 次に掲げる政令の規定中「都道府県」の下に「(地域保健法(昭和二十二年法律第一百号)第五条第一項の規定に基づく政令で定める市(以下「保健所を設置する市」という。))又は特別区にあつては、市又は特別区)」を加える。

- 一 理容師法施行令(昭和二十八年政令第二百三十二号)第四条第三号
- 二 美容師法施行令(昭和三十三年政令第二百七十七号)第四条第三号

(旅館業法施行令の一部改正)

第六条 旅館業法施行令(昭和三十二年政令第百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項第二号ハ中「かぎ」を「鍵」に改め、同項第十号中「さえぎる」を「遮る」に改め、同項第十一号中「都道府県」の下に「(保健所を設置する市又は特別区にあつては、市又は特別区。以下同じ。)」を加える。

(知的障害者福祉法施行令の一部改正)

第七条 知的障害者福祉法施行令(昭和三十五年政令第百三号)の一部を次のように改正する。

第五条中「第二十二号又は第三号」を「第二十二号第三号又は第四号」に改める。

(薬事法施行令の一部改正)

第八条 薬事法施行令(昭和三十六年政令第十一号)の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「(取扱処方箋数の届出)」に改め、同条中「総取扱処方せん数(」を「総取扱処方箋数(」に、「耳鼻いんこう科」を「耳鼻咽喉科」に、「処方せんの」を「処方箋の」に改め、「都道府県知事」の下に「(その所在地が地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)第五条第一項の政令で定める

市（以下「保健所を設置する市」という。）又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長）」を加え、同条ただし書中「総取扱処方せん数」を「総取扱処方箋数」に改める。

第四条第二項中「又は第二項（第一号に係る部分に限る。）」を削り、「により都道府県知事」の下に「（薬局製造販売医薬品の製造販売をする薬局の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。第二十六条及び第二十七条第一項において同じ。）」を、「都道府県知事」の下に「（薬局製造販売医薬品の製造販売をする薬局の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長）」を加え、同条に次の一項を加える。

3 第八十条第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定により都道府県知事が医薬品等の製造販売業の許可を行うこととされている場合における第一項の規定の適用については、同項中「厚生労働大臣」とあるのは、「都道府県知事」とする。

第五条第四項中「又は第二項（第一号に係る部分に限る。）」を削り、「により都道府県知事」の下に「（薬局製造販売医薬品の製造販売をする薬局の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長）」を、「所在地の都道府県知事」の下に「（その所在地が保健所を設置す

る市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長」を加え、同条に次の一項を加える。

5 第八十条第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定により都道府県知事が医薬品等の製造販売業の許可を行うこととされている場合における第二項及び第三項の規定の適用については、第二項中「住所地（法人の場合にあつては、主たる事務所の所在地とする。次条及び第七条において同じ。）の都道府県知事を經由して、厚生労働大臣」とあるのは「総括製造販売責任者（法第十七条第二項に規定する総括製造販売責任者をいう。以下同じ。）がその業務を行う事務所の所在地の都道府県知事」と、第三項中「実費を勘案して別に政令で定める額の」とあるのは「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十七条の規定に基づき、条例で定めるところにより、」とする。

第六条第五項中「又は第二項（第一号に係る部分に限る。）」を削り、「により都道府県知事」の下に「（薬局製造販売医薬品の製造販売をする薬局の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長）」を、「所在地の都道府県知事」の下に「（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長）」を加え、同条に次の一項を加える。

6 第八十条第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定により都道府県知事が医薬品等の製造販売業の

許可を行うこととされている場合における第二項から第四項までの規定の適用については、第二項及び第四項中「住所地の都道府県知事を経由して、厚生労働大臣」とあるのは「総括製造販売責任者がその業務を行う事務所の所在地の都道府県知事」と、第三項中「実費を勘案して別に政令で定める額の」とあるのは「地方自治法第二百二十七条の規定に基づき、条例で定めるところにより、」とする。

第七条第二項中「又は第二項（第一号に係る部分に限る。）」を削り、「により都道府県知事」の下に「（薬局製造販売医薬品の製造販売をする薬局の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該許可を受けた市長又は区長）」を加え、同条に次の一項を加える。

3 第八十条第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定により都道府県知事が医薬品等の製造販売業の許可を行うこととされている場合における第一項の規定の適用については、同項中「その住所地の都道府県知事を経由して、厚生労働大臣」とあるのは、「当該許可を受けた都道府県知事」とする。

第八条第二項中「又は第二項（第一号に係る部分に限る。）」を削り、「により都道府県知事」の下に

「（薬局製造販売医薬品の製造販売をする薬局の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長）」を、「都道府県知事」の下に「（薬局製造販売医薬品の製造販売をする薬局の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長）」を加え、同条に次の一項を加える。

3 第八十条第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定により都道府県知事が医薬品等の製造販売業の許可を行うこととされている場合における第一項の規定の適用については、同項中「厚生労働大臣」とあるのは、「都道府県知事」とする。

第九条第三項第一号中「又は第二項」を「の規定により都道府県知事、保健所を設置する市の市長若しくは特別区の区長が医薬品等の製造販売業の許可を行うこととされている場合又は同条第二項」に改め、「他の都道府県知事」の下に「、保健所を設置する市の市長若しくは特別区の区長」を加える。

第十一条第二項中「又は第二項（第三号に係る部分に限る。）」を削り、「により都道府県知事」の下に「（薬局製造販売医薬品を製造する薬局の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。第十六条において同じ。）」を、「都道府県知事」の下に「（薬局製造販売

医薬品を製造する薬局の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長)」を加え、同条に次の一項を加える。

3 第八十条第二項(第三号に係る部分に限る。)の規定により都道府県知事が医薬品等の製造業の許可を行うこととされている場合における第一項の規定の適用については、同項中「厚生労働大臣」とあるのは、「都道府県知事」とする。

第十二条第四項中「又は第二項(第三号に係る部分に限る。)」を削り、「により都道府県知事」の下に「(薬局製造販売医薬品を製造する薬局の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長)」を加え、「都道府県知事を」を「製造所の所在地の都道府県知事を」に、「都道府県知事」を「薬局製造販売医薬品を製造する薬局の所在地の都道府県知事(その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長)」に改め、同条に次の一項を加える。

5 第八十条第二項(第三号に係る部分に限る。)の規定により都道府県知事が医薬品等の製造業の許可を行うこととされている場合における第二項及び第三項の規定の適用については、第二項中「都道府県

知事を経由して、厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第三項中「実費を勘案して別に政令で定める額の」とあるのは「地方自治法第二百二十七条の規定に基づき、条例で定めるところにより、」とする。

第十三条第五項中「又は第二項（第三号に係る部分に限る。）」を削り、「により都道府県知事」の下に「（薬局製造販売医薬品を製造する薬局の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長）」を加え、「都道府県知事を」を「製造所の所在地の都道府県知事を」に、「都道府県知事」を「（薬局製造販売医薬品を製造する薬局の所在地の都道府県知事（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長）」に改め、同条に次の一項を加える。

6 第八十条第二項（第三号に係る部分に限る。）の規定により都道府県知事が医薬品等の製造業の許可を行うこととされている場合における第二項から第四項までの規定の適用については、第二項及び第四項中「都道府県知事を経由して、厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第三項中「実費を勘案して別に政令で定める額の」とあるのは「地方自治法第二百二十七条の規定に基づき、条例で定める

ところにより、」とする。

第十四条第二項中「又は第二項（第三号に係る部分に限る。）」を削り、「により都道府県知事」の下に「（薬局製造販売医薬品を製造する薬局の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合において、市長又は区長）」を、「受けた都道府県知事」の下に「（薬局製造販売医薬品を製造する薬局の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該許可を受けた市長又は区長）」を加え、同条に次の一項を加える。

3 第八十条第二項（第三号に係る部分に限る。）の規定により都道府県知事が医薬品等の製造業の許可を行うこととされている場合における第一項の規定の適用については、同項中「その製造所の所在地の都道府県知事を経由して、厚生労働大臣」とあるのは、「当該許可を受けた都道府県知事」とする。

第十五条第二項中「又は第二項（第三号に係る部分に限る。）」を削り、「により都道府県知事」の下に「（薬局製造販売医薬品を製造する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長）」を、「都道府県知事」の下に「（薬局製造販売医薬品を製造する薬局の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長）」を加え、同条に次

の一項を加える。

3 第八十条第二項（第三号に係る部分に限る。）の規定により都道府県知事が医薬品等の製造業の許可を行うこととされている場合における第一項の規定の適用については、同項中「厚生労働大臣」とあるのは、「都道府県知事」とする。

第十九条第二項中「又は第二項（第五号に係る部分に限る。）」を削り、「により都道府県知事」の下に「（薬局製造販売医薬品の製造販売をする薬局の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長）」を、「都道府県知事」の下に「（薬局製造販売医薬品の製造販売をする薬局の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長）」を加え、同条に次の一項を加える。

3 第八十条第二項（第五号に係る部分に限る。）の規定により都道府県知事が第一項の承認を行うこととされている場合における同項の規定の適用については、同項中「厚生労働大臣」とあるのは、「都道府県知事」とする。

第三十六条第四項中「により都道府県知事」の下に「（薬局製造販売医薬品の製造販売をする薬局の所

所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長」を、「所在地の都道府県知事」の下に「（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長）」を加える。

第四十四条中「店舗販売業」を「薬局又は店舗販売業」に、「その店舗」を「その薬局又は店舗」に、「地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項の政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）」を「保健所を設置する市」に改める。

第四十九条第二項中「医薬品」を「薬局又は医薬品」に、「店舗」を「薬局又は店舗」に改める。

第六十六条第一項中「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

第七十条第二号中「都道府県知事」の下に「（薬局製造販売医薬品の製造販売をし、又は薬局製造販売医薬品を製造する薬局の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長）」を加える。

第八十条の見出しを「（都道府県等が処理する事務）」に改め、同条第一項中「都道府県知事」の下に「（薬局製造販売医薬品の製造販売をし、又は薬局製造販売医薬品を製造する薬局の所在地が保健所を設

置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長」を加え、同条第四項中「及び第二項」を削り、「これら」を「同項」に改め、「により都道府県知事」の下に「、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長（以下この項において「都道府県知事等」という。）」を加え、「都道府県知事に」を「都道府県知事等に」に改め、同条に次の一項を加える。

5 第二項の場合においては、法の規定中同項の規定により都道府県知事が行う事務に係る厚生労働大臣に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。

第八十一条中「第四条第二項」の下に「及び第三項」を加え、「第五条第二項及び同条第四項」を「第五条第二項並びに同条第四項及び第五項」に改め、「同条第五項」の下に「及び第六項」を加え、「第七条第一項及び同条第二項」を「第七条第一項並びに同条第二項及び第三項」に改め、「第八条第二項」及び「第十一条第二項」の下に「及び第三項」を加え、「第十二条第二項及び同条第四項」を「第十二条第二項並びに同条第四項及び第五項」に、「第十四条第一項及び同条第二項」を「第十四条第一項並びに同条第二項及び第三項」に改め、「第十五条第二項」及び「第十九条第二項」の下に「及び第三項」を、「地方自治法」の下に「（昭和二十二年法律第六十七号）」を加え、同条に次の一項を加える。

2 第四条第二項において読み替えて適用される同条第一項、第五条第四項において読み替えて適用される同条第二項、第六条第五項において読み替えて適用される同条第二項及び第四項、第七条第二項において読み替えて適用される同条第一項、第八条第二項において読み替えて適用される同条第一項、第十条第二項において読み替えて適用される同条第一項、第十二条第四項において読み替えて適用される同条第二項、第十三条第五項において読み替えて適用される同条第二項及び第四項、第十四条第二項において読み替えて適用される同条第一項、第十五条第二項において読み替えて適用される同条第一項、第三十六条第四項において読み替えて適用される同条第一項及び第二項並びに第八十条第一項の規定により保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第八十三条を次のように改める。

(動物用医薬品等)

第八十三条 医薬品、医薬部外品又は医療機器であつて、専ら動物のために使用されることが目的とされているものに関しては、この政令中「厚生労働大臣」とあるのは「農林水産大臣」と、「厚生労働省令

「とあるのは「農林水産省令」と、「都道府県知事（薬局製造販売医薬品の製造販売をする薬局の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長）」とあり、「都道府県知事（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長）」とあり、「都道府県知事（薬局製造販売医薬品の製造する薬局の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長）」とあり、及び「都道府県知事（薬局製造販売医薬品の製造する薬局の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該許可を受けた市長又は区長）」とあり、及び第七条第二項中「都道府県知事（薬局製造販売医薬品の製造販売をする薬局の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。第二十六条及び第二十七条第一項において同じ。）」とあり、

所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該許可を受けた市長又は区長

）」とあるのは「都道府県知事」と、第九条第三項第一号中「の規定により都道府県知事、保健所を設置する市の市長若しくは特別区の区長が医薬品等の製造販売業の許可を行うこととされている場合又は同条第二項」とあるのは「又は第二項」と、「他の都道府県知事、保健所を設置する市の市長若しくは特別区の区長」とあるのは「他の都道府県知事」と、第十一条第二項中「都道府県知事（薬局製造販売医薬品を製造する薬局の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。第十六条において同じ。）」とあり、第十四条第二項中「都道府県知事（薬局製造販売医薬品を製造する薬局の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該許可を受けた市長又は区長）」とあり、及び第四十四条中「都道府県知事（薬局又は店舗販売業にあつては、その薬局又は店舗の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。次条から第四十八条までにおいて同じ。）」とあるのは「都道府県知事」と、第四十八条中「及び第三十九条第一項」とあるのは「、第三十九条第一項及び第八十三条の二の二第一項」と、第八十条第四項中「都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長（以下この項において「都道府県知事等」という。）」とあり、及び「都道府県知事等」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものと

する。

(母子保健法施行令の一部改正)

第九条 母子保健法施行令(昭和四十年政令第三百八十五号)の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「(国又は都道府県の費用の負担)」に改め、同条中「第二十一条の三」を「第二十一条の二又は第二十一条の三」に、「国」を「都道府県又は国」に改める。

(地方自治法施行令の一部改正)

第十条 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)の一部を次のように改正する。

第七十四条の二十八第一項中「身体障害者福祉司」という。)の設置」の下に「、同法第十二条の三第二項の規定による相談援助の委託」を加える。

第七十四条の三十の三第一項中「及び同法第十三条第一項」を「、同法第十三条第一項」に改め、「知的障害者福祉司」という。)の設置」の下に「及び同法第十五条の二第二項の規定による相談援助の委託」を加える。

第七十四条の四十九の四第一項中「身体障害者福祉司の設置」の下に「、同法第十二条の三第二項の

規定による相談援助の委託」を加える。

第七百七十四条の四十九の八第一項中「及び同法第十三条第一項」を「、同法第十三条第一項」に改め、「知的障害者福祉司の設置」の下に「及び同法第十五条の二第二項の規定による相談援助の委託」を加える。

第十一条 地方自治法施行令の一部を次のように改正する。

別表第一薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）の項を次のように改める。

薬事法施行令（昭和三十六年政令

第十一号）

一 第四条第二項及び第三項において読み替えて適用される同条第一項、第五条第二項並びに同条第四項及び第五項において読み替えて適用される同条第二項、第六条第二項及び第四項並びに同条第五項及び第六項において読み替えて適用される同条第二項及び第四項、第七条第一項並びに同条第二項及び第三項において読み替えて適用される同条第一項、第八条第二項及び第三項において読み替えて適用される同条第一項

、第十一条第二項及び第三項において読み替えて適用される同条第一項（第五十五条において準用する場合を含む。）、第十二条第二項並びに同条第四項及び第五項において読み替えて適用される同条第二項（これらの規定を第五十五条において準用する場合を含む。）、第十三条第二項及び第四項並びに同条第五項及び第六項において読み替えて適用される同条第二項及び第四項（これらの規定を第五十五条において準用する場合を含む。）、第十四条第一項並びに同条第二項及び第三項において読み替えて適用される同条第一項（これらの規定を第五十五条において準用する場合を含む。）、第十五条第二項及び第三項において読み替えて適用される同条第一項（第五十五条において準用する場合を含む。）、第十九条第二項及び第三項において読み替えて適用される同条第一

項、第二十二條第三項において読み替えて適用される同條第一項（第七十二條第一項において準用する場合を含む。）、第二十四條第三項において読み替えて適用される同條第一項（第七十二條第一項において準用する場合を含む。）、第三十五條第一項及び同條第二項において読み替えて適用される同條第一項、第三十六條第四項において読み替えて適用される同條第一項及び第二項、第五十八條から第六十一條まで、第七十三條、第七十四條第一項並びに第八十條第一項及び第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務

二 第四條第二項において読み替えて適用される同條第一項、第五條第四項において読み替えて適用される同條第二項、第六條第五項において読み替えて適用される同條第二項及び第四項、第七條第二項において読み替えて適用される同條第一

項、第八条第二項において読み替えて適用される同条第一項、第十一条第二項において読み替えて適用される同条第一項、第十二条第四項において読み替えて適用される同条第二項、第十三条第五項において読み替えて適用される同条第二項及び第四項、第十四条第二項において読み替えて適用される同条第一項、第十五条第二項において読み替えて適用される同条第一項、第十九条第二項において読み替えて適用される同条第一項、第三十六条第四項において読み替えて適用される同条第一項及び第二項並びに第八十条第一項の規定により保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務

(登録免許税法施行令の一部改正)

第十二条 登録免許税法施行令(昭和四十二年政令第四百四十六号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項を次のように改める。

法別表第一第七十七号(一)に規定する政令で定めるものは、薬事法(昭和三十五年法律第四百四十五号)

第十二条第一項(製造販売業の許可)又は同法第八十三条第一項(動物用医薬品等)の規定により読み替えて適用する同法第十二条第一項の許可で、薬事法施行令(昭和三十六年政令第十一号)第八十条第一項(都道府県等が処理する事務)の規定により同条第四項に規定する都道府県知事等(次項において「都道府県知事等」という。)が行うこととされる事務(同条第一項第一号に係るものに限る。)又は同令第八十三条(動物用医薬品等)の規定により読み替えて適用する同令第八十条第一項の規定若しくは同条第二項の規定により都道府県知事が行うこととされる事務(同条第一項第一号又は第二項第一号に係るものに限る。)に係るもの以外のものとする。

第十五条第二項各号中「第八十条第一項又は第二項」を「第八十条第一項の規定により都道府県知事等が行うこととされる事務(同項第二号に係るものに限る。)

又は同条第二項」に、「同条第一項第二号又は第二項第三号」を「同項第三号」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第八条、第九条、第十一条及び第十二条の規定並びに附則第六条の規定は、平成二十五年四月一日から施行する。

(食品衛生法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第四条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、同条の規定による改正後の食品衛生法施行令第八条第一項の規定に基づく都道府県、保健所を設置する市(地域保健法(昭和二十二年法律第一百号)第五条第一項の規定に基づく政令で定める市をいう。以下同じ。)又は特別区の条例が制定施行されるまでの間は、同令第八条第二項に規定する厚生労働省令で定める基準は、当該都道府県、保健所を設置する市又は特別区の条例で定める基準とみなす。

(理容師法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第五条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、同条の規定による改正後の理容師法施行令第四条第三号の規定に基づく保健所を設置する市又は特別区の条例が制定施行されるまでの間は、当該保健所を設置する市又は特別区の属する都道府県が同号の規定に基づき条例で定める場合は

、当該保健所を設置する市又は特別区が同号の規定に基づき条例で定める場合とみなす。

(美容師法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第五条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、同条の規定による改正後の美容師法施行令第四条第三号の規定に基づく保健所を設置する市又は特別区の条例が制定施行されるまでの間は、当該保健所を設置する市又は特別区の属する都道府県が同号の規定に基づき条例で定める場合は、当該保健所を設置する市又は特別区が同号の規定に基づき条例で定める場合とみなす。

(旅館業法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第五条 第六条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、同条の規定による改正後の旅館業法施行令(以下この条において「新旅館業法施行令」という。)第一条第一項第十一号の規定に基づき保健所を設置する市又は特別区の条例が制定施行されるまでの間は、当該保健所を設置する市又は特別区の属する都道府県が同号の規定に基づき条例で定める基準は、当該保健所を設置する市又は特別区が同号の規定に基づき条例で定める基準とみなす。

2 第六条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、新旅館業法施行令第一条第二項

第十号の規定に基づく保健所を設置する市又は特別区の条例が制定施行されるまでの間は、当該保健所を設置する市又は特別区の属する都道府県が同号の規定に基づき条例で定める基準は、当該保健所を設置する市又は特別区が同号の規定に基づき条例で定める基準とみなす。

3 第六条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、新旅館業法施行令第一条第三項第七号の規定に基づく保健所を設置する市又は特別区の条例が制定施行されるまでの間は、当該保健所を設置する市又は特別区の属する都道府県が同号の規定に基づき条例で定める基準は、当該保健所を設置する市又は特別区が同号の規定に基づき条例で定める基準とみなす。

4 第六条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、新旅館業法施行令第一条第四項第五号の規定に基づく保健所を設置する市又は特別区の条例が制定施行されるまでの間は、当該保健所を設置する市又は特別区の属する都道府県が同号の規定に基づき条例で定める基準は、当該保健所を設置する市又は特別区が同号の規定に基づき条例で定める基準とみなす。

(薬事法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第六条 第八条の規定の施行前に同条の規定による改正前の薬事法施行令(以下この条において「旧薬事法

「施行令」という。）の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この項において「処分等の行為」という。）又は第八条の規定の施行の際現に旧薬事法施行令の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）で、同条の規定の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、同日以後における同条の規定による改正後の薬事法施行令（以下この条において「新薬事法施行令」という。）の適用については、新薬事法施行令の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 第八条の規定の施行前に旧薬事法施行令の規定により都道府県知事に対し報告その他の手続をしなければならない事項で、同条の規定の施行の日前にその手続がされていないものについては、これを、新薬事法施行令の相当規定により保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に対して報告その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、新薬事法施行令の規定を適用する。